# 盈科小学校いじめ防止基本方針

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方-

### 1 基本理念

- 学校として、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫き、教職 員自身が児童一人一人を「多様な個性を持つかけがえのない存在」として尊重し、 児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導する。
- 全職員が、いじめはもちろん、いじめを囃し立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で親身になって相談に応じ、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成する。
- いじめは重大な人権侵害事象であり、どの学級でも、どの児童にも起こりうる事 象であるという認識のもとに、ここに『盈科小学校いじめ防止基本方針』を定める。

## 2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【具体的な熊様例】

- ◇ 理由もなくいじわるなことをされる。
- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ 金品をたかられる。
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ◇ 不自然に親切にされる。

表面上、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 3 いじめに対する教職員の基本姿勢

- ■個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、 いじめられた児童の立場に立つこと。
- ■たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児 童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

## 4 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 :「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員:校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学年主任、担任
- (3)役割:①学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
  - ②いじめの未然防止と対応
  - ③教職員の資質向上のための校内研修
  - ④年間計画の企画と実施・進捗の確認

## 第2章 未然防止-

- 1 いじめに気付く力を高める
  - ○学級・児童の実態把握の充実
- 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りをする
  - ○学級経営の充実
  - ○分かる授業づくりの充実
  - ○学習規律の徹底
  - ○特別支援コーディネーターの活用
- 3 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる
  - ○人権教育の充実
  - ○道徳教育の充実
- 4 教職員の研修の充実を図る
  - ○いじめの対応及び予防に関する研修の計画的な実施
- 5 保護者や地域へ働きかける
  - ○保護者への働きかけの充実
  - ○地域への働きかけの充実
  - ○学校いじめ防止基本方針の周知及び公開
  - ○学校いじめ防止基本方針による取組の評価

## 第3章 早期発見-

- 1 いじめ発見のきっかけ
  - ○日々の観察
- 2 早期発見のための手立て
  - ○学校生活についてのアンケートや教育相談の実施
- 3 相談しやすい環境づくり
  - ○報告・連絡・相談の充実

## 第4章 組織対応

## 1 いじめ対応の基本的な流れ

発見→情報収集→事実確認→いじめ防止対策委員会で方針決定→対応→解消経過観察

## 2 いじめが起きたときの対応

- (1) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに組織的に対応する。児童及び、保護者からの相談や訴えには、真摯に傾聴する。
  - ○いじめられた児童への対応
    - ・事実確認とともに、共感することで心の安定を図るとともに、最後まで守ることを伝える。
    - ・保護者に対しては面談し、事実関係を直接伝え、学校の指導方針を伝え、今後の 対応について協議する。また、共感的に気持ちを受け止め、連携をとりながら、 解決に向かって取り組むことを伝える。
  - ○いじめた児童への対応
    - ・加害児童に対しては、児童の背景にも目を向けながら事情を十分に聞き、毅然 とした対応と粘り強い指導に努め、いじめが人として決して許されない行為であ ることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。
    - ・保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。また、家庭での指導を依頼し、児童の変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
  - ○周りの児童への対応
    - いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。「いじめは決して 許さない」という毅然とした姿勢を示す。
- (2) いじめられた児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめた児童等を指導する。
  - ①迅速な報告
    - ・いじめについて得た情報は、速やかに管理職員へ報告する。
    - ・校長の指示のもと、校内の「いじめ防止対策委員会」でただちに情報を共有する。

#### ②正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの児童からの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実 確認等に努める。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則と し、管理職員の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握するよう努める。
- ・教育委員会や関係機関との連絡調整を密に行う。(「報告・連絡・相談」の徹底)
- ・インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、ただちに削除 等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- 誰が誰をいじめているのか。
- いつ、どこで起こったのか。
- ・どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。
- いじめのきっかけは何か。
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか。

【加害者と被害者の確認】 【時間と場所の確認】

【内容】

【背景と要因】

【期間】

- ③方針決定・指導体制の確立
  - ・教職員全員で情報の共有を図り、指導のねらいを明確にし、具体的な支援、対応 する教職員の役割分担を考え、組織で対応に当たる。

### ④保護者との連携

- ・いじめが確認された場合は、いじめられた児童・いじめた児童ともに保護者に事実関係を伝え、今後の学校との連携の方法を話し合い、問題の早期解決に努める。
- ・事実確認により判明した情報は、適切に提供するよう努める。

### ⑤経過観察

- ・関係保護者に、学校での関係児童の様子を定期的に連絡する。
- ⑥いじめの解消の判断
  - ・いじめの解消の判断の基準は以下の2つの要件を満たすものとする。 (要件1) いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月) (要件2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。 ※以上の2点について、本人と保護者に確認する。

### 3 重大事態への対応

- ○重大事態とは
  - ・生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた場合
  - ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・児童の保護者から重大事態であるという申し立てがあった場合
- ○対応について
  - ①被害児童の生命と安全を確保する。
  - ②教育委員会に速やかに概要を報告する。
  - ③被害児童及び保護者へ対応する。
  - ④加害児童及び保護者へ対応する。
  - ⑤調査を実施する。
  - ⑥関係機関と連携する。